

令和 7 年度 四万十町立田野々小学校「学校いじめ防止基本方針」

〈いじめ防止対策推進法（H25 法律第 7 1 号）・令和 7 年 3 月 2 次改定後の四万十町いじめ防止基本方針による〉

I いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための本校の基本姿勢【以下の 6 つのポイント】

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
（子どもの表情や様子をきめ細かく観察する〈児童の言葉だけで判断しない〉・いじめアンケート等により背景にある事情を探る）
- ④いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、第 2 2 条「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）で判断する。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校いじめ対策組織で情報共有し解決にあたる。
- ⑥いかなる事案も組織で共有、組織で対応していく。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

（I） 基本施策

いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくり 及び いじめに向かわない態度、能力の育成

- ① 学校におけるいじめの防止
 - a 本校の学校経営方針に示す「地域等と連携し、安全・安心・安定した学校づくり」の具現化に向け、全ての教育活動を通して心身の健全な成長を図る。
 - b 学習や行事に主体的に参加し、児童一人ひとりが活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。
 - c 道徳教育の充実を図り、児童の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むことやいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、いじめに正面から向き合うことのできる姿勢を育てる。
 - d 学力を向上させる取組やことばの力、想像力を高めるための読書活動、対話・創作、表現活動等を取り入れ、発達段階に応じたコミュニケーション能力や読解力、思考力、判断力等を育む。
 - e いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、学校集会

等を年間計画に位置づけ、実施する。

- f きれいな学校や教室といった物理的、身体的に過ごしやすい環境づくりを行う。
- e 保護者並びに地域住民、関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に
行う活動に対する支援を行う。

② いじめの早期発見のための措置

- a いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する「学校生活アンケート」を年2回実施する。
- b 「学校生活アンケート」実施後に、必要に応じて担任等との面談を実施する。
- c いじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- a いじめ防止等のための対策に関する研修を校内研修に位置づけて実施する。
- b 日常的な児童理解に努め、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- a いじめの防止等を実効的に行うため、既設の「校内委員会」がその機能を担う。
<構成員> 管理職、特別支援教育コーディネーター、該当担任、人権主任、SSW、SC
<開催> 月1回を基本とし、いじめ事案発生時は随時開催
- b 関係機関との連携による「学校いじめ対策組織」を設置する。
<構成員> 管理職、養護教諭、生徒指導担当教員、SSW、SC
(事案の性質に応じて、適切な外部専門家等を加える。)
<開催> いじめ事案発生時

② いじめに対する措置

- a いじめを発見した教職員、あるいは子どもから教職員にいじめ(疑いも含む)に係る情報の報告・相談があった時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、情報共有を行う。
- b 事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもを徹底して守り通す。
- c いじめた子どもに対しては、いじめた子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- d 指導にあっては、いじめは、いじめられた子どもの人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させると共に、自らの行為の責任を自覚させる必要がある。また、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの安全、安心、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。
- e いじめた子どもの立ち直りを促していくために、保護者との連携が不可欠である。保護者に対する継続的な助言を行う。
- f 対応については、学校の教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機

関や専門機関との連携のもと取組むことで、再発を防止していく。

- g いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- h 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、四万十町教育委員会及び窪川警察署等と連携して対処する。

- i いじめが「解消している」状態としては、少なくとも以下2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめられた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
- ② いじめられた子どもが、心身の苦痛を感じていないと認められること（いじめられた子ども本人及びその保護者に対し面談等による確認）

※あくまで、一つの段階に過ぎないと認識し、再発防止に努め、日常的に観察する必要がある。

（３） 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、四万十町教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４） 学校評価における留意事項

いじめ事案に対する実態把握及び措置を適切に行うため、学校評価において「いじめや差別のない学校づくりの取組に関すること」の項目を入れ、適正に自校の取組を評価する。